

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し案 に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和2年1月28日（火）

環境省では、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）」を踏まえ、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等について所要の改正を行うこととしました。

本案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和2年1月28日（火）から令和2年2月26日（水）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

1. 背景

土壌汚染対策法については、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）で揮発性有機化合物や重金属等の26物質が指定されています。

令和2年1月に中央環境審議会土壌農薬部会（第37回）において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第4次答申）」（※）が取りまとめられ、令和2年1月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

これらのこと等を踏まえ、以下の省令及び告示について所要の改正を行うこととします。

※<http://www.env.go.jp/press/108726.html>

- （1）土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）
- （2）土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- （3）地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）
- （4）土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

2. 意見募集の対象

別紙の「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し（案）」

3. 意見募集要領

（1）募集期間

令和2年1月28日（火）から令和2年2月26日（水）まで

（2）意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は件名を「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し（案）に対する意見」としてください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けいたしかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省水・大気環境局土壌環境課 担当：福田・市川・林

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

直通：03-5521-8322

代表：03-3581-3351(内線6586・6587・6566)

F A X：03-3501-2717

電子メールアドレス：mizu-dojo@env.go.jp

(3) 意見の取扱い

頂いた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、頂いた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、併せて御了承ください。

(4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、以下の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

<p>[件名] 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し (案) に対する意見</p> <p>[宛先] 環境省水・大気環境局土壌環境課</p> <p>[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)</p> <p>[郵便番号・住所]</p> <p>[電話番号]</p> <p>[ファックス番号]</p> <p>[御意見]</p>

(5) 資料の入手方法

①電子政府の総合窓口 (e-Gov)

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

②環境省水・大気環境局土壌環境課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階)

※事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し84円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。